



池田泉州銀行の教育ローンと連携

教育ローン
借入金
の年利 **1.5** % 相当額
を補助

(子ども1人につき1回限り、上限は1万5千円まで)

池田市在住で子どもが高等学校や大学などに就学する世帯の経済的負担を支援するため、池田泉州銀行の「**教育ローン**」借入者に対し、利子の一部を補助します。

対象者は次のすべてに該当する保護者になります。

- 池田市に住民票がある。
- 子どもが高等学校、大学などに就学している。
- 池田泉州銀行の「教育ローン」を借入している。
- 市税を滞納していない。
- 他で利子補助を受けていない。

※お手続きの流れは裏面を、ローンの詳細については池田泉州銀行
池田営業部 (072・753・3737) へお問い合わせください。
(電話の受付時間 平日9:00~17:00)

交付までのながれ



五月山動物園のウオンバット

1. まずはローンのお申込を!

池田泉州銀行で融資をお申し込み。

2. 補助金の認定申請をしてください

融資契約完了後1カ月以内に認定申請書とローン契約書(金銭消費貸借契約証書)の写しを持って池田市教育委員会の学務課(市役所5階)へ。

3. 認定通知書を発行します

同課で認定書を発行します。

4. 補助金の交付申請をしてください

返済年の翌年1月31日までに交付申請書と融資取引明細書(12月31日を基準日として池田泉州銀行へ発行を依頼してください)と申請者名義の通帳の写しをご持参の上同課へ。

5. 補助金をお振込させていただきます!

返済年の翌年3月末までに補助金を振り込ませていただきます。

【利子補助期間】

返済開始月から1年間の利子分を補助します

【利子補助額】

借入金の年利1.5%相当額を補助します
(子ども1人につき限度額15,000円)

【利子補助算定対象期間】

返済年の1月1日から12月31日までの1年間で支払った利息が補助対象です

※同補助金については、池田市教育委員会学務課
(072) 754-6291へお問い合わせください。